

お知らせします。2つの給付金。

消費税の引き上げに伴う負担を緩和するために支給されます。

臨時福祉給付金

支給要件

- **支給対象者** ・平成26年度分の住民税が課税されていない皆さんが対象です。
- **支給額** ただし、

| |
|----------------------------|
| ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合 |
| ・生活保護の受給者である場合 など |

 は除きます。
 - ・1人につき **10,000円** ・下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

《加算対象者》
・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある人が対象です。
※2 平成26年1月分の手当などを受給している人が対象です。

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

- **支給対象者** 次のどちらの要件も満たす人が対象です。
 - ①平成26年1月分の**児童手当・特例給付**※を受給
 - ②平成25年の所得が**児童手当の所得制限限度額未満**※特例給付とは、所得が高額な人について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。
- **対象児童** 支給対象者の平成26年1月分の**児童手当・特例給付の対象**となる児童
ただし、

| |
|----------------------|
| ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童 |
| ・生活保護の受給者となっている児童 など |

 は除きます。
- **支給額** 対象児童1人につき **10,000円**

申請方法

- 申請先 : 町福祉課窓口 平成26年1月1日時点で住民票が甲佐町にある人が対象です。
- 申請期間 : 詳細が決定した段階でお知らせします。
- 提出書類 : 申請書および本人確認書類、指定口座の確認書類など

ご注意

- 受け取ることができるのは、**どちらか1つ**の給付金です。

問い合わせ先

- **申請方法に関するお問い合わせ**
町福祉課 「臨時福祉給付金」窓口 電話 : 096 (234) 1114
「子育て世帯臨時特例給付金」窓口
- **制度に関するお問い合わせ** みな いいきゅうふ
厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル : 0570 (037) 192



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置) や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、
迷わず、お住まいのお住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

